

2013年第1回定例市議会

分科会質疑 産業振興局 危機管理 みなと総局 都市計画総局 消防局  
産業振興局

1. フルーツフラワー事業と神戸ワイン株式会社について

フルーツフラワーパーク事業については活性化検討委員会の報告書がすでにでていますが、ホテル事業などの集客観光から、「農業振興」と「都市と農村の交流」との原点に回帰する方向での再構築を求める内容だ。しかし、今回の報告書は活性化検討との制約からフルーツフラワー事業そのものについて根本的な検証がきわめて不十分だ。

開園当時は株式会社神戸ワイン、現みのりの公社、神戸市でそれぞれ資金や役割を分担していたのに、平成5年にはみのりの公社部分を市が46.5億円で買い戻し、平成14年には79.3億円で株式会社神戸ワイン部分を買戻し、実質市の事業として株式会社神戸ワインはその運営会社になった。しかも、株式会社神戸ワインは市全額の短期貸付を今年の前算までは30億円うけ続けていた。今回の報告でこの30億円はストップになり、平成25年末で指定管理も終了する。そうなれば、株式会社神戸ワインの会社経営は成り立たず市に資本金13億4百万円と30億円は帰ってこず、神戸市は43億4百万円の損害を受けることになる。事業全体でみると、平成5年のみのりの公社部分は当初事業スキーム内としても、平成14年の79.3億円と43億4百万円は122億円はこの事業自体の損失ということになるのではないか。見解を

そうであるならば、事業変更に当たって、事業自体の評価、平成14年時点での意志決定はどうだったか、株式会社神戸ワインとの関係なども含め市民説明を果たす意味でも検証委員会を立ち上げるべきだ。

また、農業振興と都市と農村の交流への再構築を果たすとしているが、現在の固有職員28人で農業振興に携わっていた職員は何人で、ホテル事業など集客事業に携わっている職員は何人なのか。

答弁

フルーツ・フラワーパークの建設にあたっては、神戸市、(株)神戸ワイン、神戸市園芸振興協会、現在のみのりの公社、役割分担して建設を行った。当初神戸市としては、ふるさと債、一般財源、124億、園芸基金が52億、株式会社神戸ワインが121億事業費を分担して建設した。この中で、平成5年に園芸バイテク館等を市が買い取り、平成14年に施設全体を買戻した。様々ないきさつがあるが、ファームゾーンを含めて、新たな農業、集客の拠点にすると考えている。神戸ワインの部分は、市として必要ということで買い取りを行っている。

今年度に活性化委員会を開いているが、名前にあるように、廃止を前提というわけではなく、どうすれば活性化するのかというのを検討する委員会である。農業振興と集客観光の観点から、検討を行った。この中でこれまでの状況や取り組みを見ていくと、都市と農村の交流、地域農業の振興という点においては、一定の役割を果たしているが、入園者の減少とともに、集客力を高めようということで、農業とは関係が薄い施設、整備してきて、園自体のコンセプトが不明確になった。

我々として、この検討委員会を行った結果、もう一度、市内唯一の農業振興拠点として、

農業に原点回帰するという見直しをさせていただいている。決して、全面的に廃止するわけではない。見直しの中で、廃止、売却を考えているのは施設の中の、ホテル、バーデハウス、レストランで、これらについては今後の改修費の負担、時代適合性の観点から民間事業者への売却あるいは、閉鎖を検討することにした。その他の部分については、新たな農業振興拠点として、うまく活用できないかということも 25 年度に検討させていただきたいと考えている。

総務部門をどう割り振りを行うかというので変わってくるのだが、果樹や園芸に直接携わっている職員は 5 名いる。

#### 再質疑

平成 14 年の買い戻しは必要だったという答弁だったが、なぜ必要だったのかというと、㈱神戸ワインが長期借入を有していて、最終的に全額返済されているが、神戸市にとって施設が必要だったわけではなく、㈱神戸ワインを存続させていくために、その施設を買ったということで、お金を入れざるをえなかったわけであると当時聞いた覚えがある。そうではないのか。

この事業は形を変えるという答弁もあった。先ほど損失がこれぐらい出ていると言ったが㈱神戸ワインに来年度 30 億円出さないの、これから 1 年間経てば、店じまいしないといけないという事態になるのではないのか。そうなるこの 43 億円は神戸市には返ってこないということになる。先ほど言ったように、㈱神戸ワインという会社へ 79.3 億円を渡しているの、㈱神戸ワインの失敗ということでは合計約 122 億円となる。消えていることにはなっているが、実質的にはそういうことになったのではないのか。

#### 答弁

平成 14 年度の話ですが、おそらくそういう面もあったと思う。また、当時として、農業振興、都市と農村の交流の促進という面で必要と判断して買い取りを行った。また、損失の話ですが、貸付金等の問題もあるが、これまでフルーツ・フラワーパーク開園以降 19 年間で 1430 万人の方に訪れて頂き、売上で㈱神戸ワインだけでも 404 億円ある。その他の事でユリやイチゴのウイルスフリー苗の生産などを行っており、それを使って農家の方が生産されたり、ツアーなどもありそれを合わせると 70 億円ほどある。トータルで 470 億円強の経済効果があったものと考えている。

確かに、30 億の貸付金等もあるが、来年度予算を計上していないが、これについては返済をしていただく必要があるが、そのあたりも含めて平成 25 年度に議論させていただきたい。

#### 再質疑

470 億円という話があったが、最初にした質問の回答を頂いていない。まさにフルーツ・フラワー事業と㈱神戸ワインが果たした役割というのを、最終的に結論を出していないのかもしれないが、㈱神戸ワインはなくなるわけだから、そうすると約 43 億円と 79.3 億円の問題が必ず出てくる。それに対して、約 470 億円の経済効果があったと言われていたが、それを我々が検証するという視点はない。一方的に言われているだけである。この

事業でどれだけの効果があったのか第三者で検証しないといけない。他会計から 79.3 億円持ってきて、㈱神戸ワインは約 43 億円の損失を出したが、評価としては約 470 億円のほうが多いということが正しいのかどうかというのを検証しないといけない。市民にも明らかにしないといけない。そうであれば、その準備をしないといけない。これが最初の質問だった。やはり約 470 億円で効果あるなら、第三者で検証しないといけないと思うがどうか。

答弁

今回の検証は、フルーツ・フラワーパーク全体の中で、今の形がいいのか、どのような形がいいのかという検証であった。問題点もいろいろあったので、それを受けて、平成 25 年度に活用調査を行う予定である。指定管理も来年度に終了するので、㈱神戸ワインも役割を終わる。来年度の調査の中で検討させていただきたい。

再質疑

平成 25 年度の調査で、農業振興、都市と農村の交流を結び付けていくためにはどんなコンセプトなのかというのを決めるというのはそれでよい。これまで私は㈱神戸ワインというのが生き残るためには農業振興しかないはずとずっと言ってきた。ところが、人数聞いたら 5 人である。農業振興を行う上でどのような努力をしたのか、これまで再三言ってきたが、このような結果で、㈱神戸ワインはたたむことになる。いろいろな力を入れて、再構築を図るのだが、先ほど言っているように、122 億円のお金の問題は残り、引きずると思う。それに対しての検証を行って、市民説明もしてもらわないと問題は残ると思う。㈱神戸ワインをたたむときにそういう検証をしてもらわないと、なかなか OK とはいにくい。そのような検証をしてほしいのだが、どうか。

答弁

フルーツ・フラワーパークをどうするのかという話の中で、機能転換をさせて頂きたい。ホテル等をどうするのかは今後検討を行い、平成 25 年度の上半期には方向性を出したい。施設のあり方がはっきりしたら、㈱神戸ワインのあり方、お金の問題、債務の問題が確定する。確定すれば、我々も方向性も出し、説明の仕方についても少し時間を頂きたい。

危機管理

#### 1、地域防災計画に原発事故を含める必要

##### 活断層のある原発の再稼動の中止

東南海地震による津波対策の関係で地域防災計画の見直しが今回の予算で提案される。確かに、想定を超えた津波への早急な対策が必要だが、全国ではそれにプラスして原発事故編を追加する自治体が増えている。国から義務づけられている自治体ばかりでなく原発から一定の距離のある自治体でも原発事故編を追加する自治体が増えてきている。政令市でも福岡市、仙台市、札幌市などだ。いずれも、原発から 40 キロ～80 キロとの距離がある。いずれも、原発事故編を追加する一番の理由は福島市で原発から 100 キロ離れ

た地区でも放射能で汚染されたことをあげている。神戸市は若狭湾の原発群から100キロ離れていることを原発事故編を作成しない理由としているが、その根拠はすでに失われている。これら政令市の動きが証明しているのではないか。神戸の場合、琵琶湖に市民の飲料水の大部分を依存しており、内部被爆については十分な警戒が必要だ。それらの観点もからも今回の見直しに原発事故編を加え留べきと思うがどうか。見解を。

また、再稼働した大飯原発でも活断層が指摘され、敦賀原発では直下に活断層があることが原子力規制委員会でも確認されている。関電に対して原発の稼働、再稼働の中止を危機管理としても働きかけて頂きたい。見解を。

答弁

地域防災計画における原子力災害対策の対応については、東日本大震災の後、国において検討が進められ、対応の強化が図られている。国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の法定化等により、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）が拡大され、原子力発電所から概ね30kmの地域において原子力災害対策編を定めることとなっている。また委員ご指摘の福岡市の状況は、パブリックコメント募集を行っているが、玄海原発より最も近い福岡市の市域までは約37km、中心までは50kmであると聞いている。国の改定で概ね30kmを目安として新たに地域防災計画の中に原子力災害対策編が必要とされていることを踏まえ、福岡市では30km圏内ではないが、原子力災害対策編を作ったのではないかと思う。本市では、福井の4箇所の原発のうち最も近いのは高浜原発であるが、三宮まで約100km程度であるため、現時点で地域防災計画原子力災害対策編の作成が必要とは考えていない。

再質疑

若狭湾の原発郡、特に再稼働した大飯原発と敦賀原発の直下に活断層があり、特に敦賀原発では原子力規制委員会でも確認されている。

当然、危機管理監は、関西電力に対してこの原発の再稼働に対して中止せよと言う立場に立つべきでないか考える見解を

答弁

原発については高いレベルでの安全性を確保すること、市民の安全安心な生活を支えている電力供給、ライフラインを確保するということが同時に達成されていることが重要と考えるが、意見を申し上げることがあっても権限はないので、市民の安全安心が脅かされることのないように、関西電力には的確に情報提供してもらうことが重要と考えている。

そういった意味でさまざまな機会に関西電力に対しては、東京電力の原発事故や計画停電を参考にして、考えられる想定に対して十分な対策を講じること、また、暫定的な対策をできるだけ速やかに恒久的な対策に切り替えていくことを電力事業者の責任として事業の透明性を図るために安全性の向上対策、実施状況などを市民へ分かりやすく説明することなどを要望、申し入れをしているところである。

計画停電の際には特に広報が十分でないと、直接本社まで申し入れを行ったところ、その後かなり広報については充実していただけたのではないかと考えている。

### 【再々質疑】

危機管理監として原発に稼働の中止を言える立場ではないということであれば、今すぐではないにしろ原発事故編の検討は開始すべきでないか。何故なら、滋賀県の琵琶湖の水が汚染される可能性が高く、直接神戸市の市民生活に関与するため、距離に関係なく考えるべきである。また福岡でも、原発事故による近隣からの避難をどう受け入れるかについてが、対策編の中の非常に大きな中心的部分になっており、これについても、100km離れた距離でも神戸市として対応しないとイケない。これら2点については距離とは関係ないと思うが、どうお考えか。また仙台市では女川原発から50kmの部分がある。さらに仙台では、福島原発事故の放射性物質の流れの分析結果から、250km範囲に影響が及んでいるということを前提において、原発編では女川原発だけでなく、東海原発、日本海側の柏崎刈羽原発までを対象にした原発事故編を作成している。ここは100kmをはるかに超えているが、こういった検証をまえた対策が仙台市で行われていることを考えてみる必要があるのではないか。風の具合とか気象の具合とかそれを取り込んで原発事故編というものをという視点は神戸でもあってはいいのではないか。

### 答弁

まず1点目の水道について、琵琶湖が大体原発から20km程度離れており当然影響が出る可能性があるため、水道局のほうでは詳細に原発事故を想定したマニュアルを策定している。また福岡では原発で避難される方について広域避難め観点より計画されているが、これについては、関西広域連合で原発立地及び隣接県があるため、「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」を策定している。この中で特に重点的に対応すべき課題は「広域避難対策」「情報共有・発信」「普及啓発」としている。またモニタリングの情報提供についても隣接県が結構進んでおり、さらに予測システムについての研究がされており、広域連合では、それらについて検討され、「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」に記載されてくると考えられる。

この枠組みのなかで、神戸市としてはその指針について、原子力災害対策編という形のものではないが、地震編の中で整合性を図る上で計画に盛り込みたいと考えている。

2点目の仙台については、女川原発から42kmと聞いている。プルーム通過時の甲状腺被ばくについては国でも検討がされているが、まだ何kmとの指標はないが50kmという報告も外国で出ていることを踏まえ、関西広域連合でも50kmの目安が記載されている。そういったことにより仙台では想定されたのではないかと考えている。

### 再々々質疑

よく分からないが、関西広域連合できれば避難の受け入れ等について原発対応りある程度の指針みたいなものを作る、これは当然だと思っている。

また水道局が琵琶湖で起こった問題に水道局として水質等々に対する影響がでた場合についてマニュアルを定めていると聞いた。危機管理室というのはそういう事も含めて危機対応をする事に基本があるわけで、例えば地域防災計画の中に、水道局の問題としていることを全体的な問題として確認するだとか、また関西広域連合として避難受

け入れのある程度の指針を地域防災計画の中に盛り込んでいくとかの対応が普通でないのか。原発事故対策編は要がないと言うが、それらを含めたものが原発対策編となるのではないか。この辺の認識が理解できない。もちろんそれらを盛り込む上でいろんなものを想定してプラスをして整理をするということでないのか。見解を「るかという議論ではないか。

(時間切れ)

みなと総局

#### 1. 港の活性化について

機関航路の必要性は十分に認識しながらも、国際戦略港湾でのコンテナ貨物の確保だけでなく在来貨物の集荷に力を入れるべきと質疑した。それは、神戸港の地理的技術的また機関航路を確保しているポテンシャルを生かすことになる指摘した。しかも、収益率は高く港湾労働者の雇用拡大にもつながるものだ。28日付けの神戸新聞で大海運輸が重量物専用倉庫建設し、プラントや大型機械を倉庫内で組み立て梱包し倉庫前の岸壁から直に船積みし輸送コストの低減で、当初予想の2.5倍の取扱高になっていると報道されている。直に社長に伺ったところ、近隣はもちろん全国から引き合いがあり重量物は全国から神戸に集まる状況だという。これは、重量物倉庫の建設と神戸には重量物を扱う港湾労働者の技術があるからと説明を受けた。特に、この社長は日本はもちろん世界中の港を研究したということで、神戸市の在来ものの扱いでは重量物の技術も含め突出していると感じ、これを生かした聞いた。大海さんは資本力があって自前で倉庫を建設したが、小さな事業者でも技術力があるところが参入できるようにこのような大型機械荷役が可能な低廉な公共上屋を建設するなどできないか。

答弁

在来貨物は30%を占め、神戸港にとっては重要だ。従って、在来貨物誘致にも積極的に取り組んでいる。神戸は伝統的に工場プラントなど重量物貨物の扱いなどの技術レベルが高く、新幹線車両などは神戸港でしか扱えないと聞いている。こういう企業の誘致にこれからも積極的に取り組んでいきたい。また、公共上屋だが今のところそういう需要があるとは把握していないので、そのような需要があるのか調査したい。また、神戸港の公共上屋はかなり幅が広い用途を担保しているので、相談して頂ければと思う。

意見

横浜では、本牧B4埠頭で重量物公共上屋など整備され、事例もある。コンテナは扱い高が増えても港での滞留時間が短い。いかに、滞留時間を確保し付加価値をつけながら利益率を上げ雇用増を図ることが大切だ。重量公共上屋や委員会で視察した日産自動車、中古建機などはその成功事例だ。さらに、鉄鋼物量や宅配便基地など総合デパート的な港を目指すべきだと考える。

## 2、神戸空港の需要予測について

神戸空港の管理収支で着陸料収入は計画と実績値に大きな乖離が出ている。平成 24 年度では計画 17 億円に約 6 億 5 千万円、平成 25 年度の予算案では計画 17 億円に約 6 億 1 千万円だ。予定の 40%にも満たない数字だ。これに市債償還が毎年約 20 億円にもなる。収支不足が平成 25 年度でも 7 億 8 千万円。この背景は機材の小型化が大きな要因だ。LCC の参入でこの傾向はますます続く。収支が成り立つためには単純に計算しても今の構造では 1 日 60 便以上必要だ。借入金の返済まで考えるとといったい、1 日何便飛ばす必要があるのか。旅客数ではいくら必要になるのか。市債償還はいつまで続くのか。

### 答弁

現在でも機材の中型化の動きがあり、算定は難しい。当面 30 便規制の撤廃を国に求めて行きたい。市債償還は平成 51 年度まで続く。

### 再質疑

27 便中、現在は中型は 2 便だけであとは小型機だ。この現状を前提にして、収支が成り立つには何便が必要になるのか。今後の変化は変化として、現状を前提にして聞いているので数字を答えてほしい。

### 答弁

現在でも、ANN が中型化することが決まっている。機材が変化している状況であり、数字で答えることは遠慮したい。今は市債償還がピークであるが、今後収支が安定するように努力したい。

### 再質疑

開港時に提供された管理収支の長期見通しが平成 27 年度までだ。その後の収支見通しを提供してもらわないと、局長の答弁根拠が見えてこないし、議員としても検証できない。平成 27 年度以降の管理収支についても提供して頂きたい。

### 答弁

今のところは、考えていない。その年度の予算の時々で明らかにして行きたい。

### 再質疑

それでは、質疑のしようがない。平成 27 年度以降の管理収支を提供することを求める。

### 再質疑

いくら 30 便の制限が取れてもこれだけの便数を国土交通省が認めてくれるか。空域調整でも無理があるのでないか。

都市計画総局

## 1, 新長田再開発問題

私は、先の予算市会や決算市会の分科会で、区分所有者と新長田まちづくり会社が対立し、混乱が広がっている原因に、神戸市が採用した管理方式にあることを指摘してきた。新長田再開発地区は区分所有者による管理組合方式でなく、第3者管理方式を採用し、管理者に新長田まちづくり会社となり、また管理会社も新長田まちづくり会社が兼ねるという仕組みだ。しかも、区分所有の大部分を占める神戸市の保有床についてはサブリース契約で新長田まちづくり会社に委託し、議決権も任せている契約になっている。

これでは一般の区分所有者の思いの反映は難しく、新長田まちづくり会社の独断専行がまかり通る仕組みだ。ところが、新長田では関連会社どころか、管理者と管理会社が同じという、全国にもリゾート開発で事例がある程度だ。しかも新長田では、管理会社が自らの最大出資元の関連会社に管理を丸投げしており、民法上の利益相反行為の疑いもある。

このような中、アスタくにつか1番館から6番館では、決算、予算、委託契約の継続の承認ができず、暫定承認の期間も過ぎ、違法状態と行って良い状態の店舗部会もでている。

「管理方式」はそのままにして、管理会社の外部委託先を決める第3者の評価委員会が新長田まちづくり会社に設置されることが先の常任委員会で明らかになった。しかし、問題は管理者と管理会社が同じでサブリース契約も自らが神戸市と結び圧倒的な議決権を持って独断専行してきたことにある。いくら、下請け会社の選定に公平さを見出してもこの独断専行ができる体制の変更にはなっていない。

暫定期間すぎて半年にもなるのに、事態が進まない要因は、新長田まちづくり会社への神戸市の影響が弱いのでないか。この独断専行できる体制に楔を入れるためには、サブリース契約の見直しで神戸市の発言力を確保すべきでは。見解を。

(総務部長)

新長田の再開発ビルについては、区分所有者以外の者が管理者に就任する第三者管理方式を採用している。新長田まちづくり会社が、管理者と管理会社を兼ねていることが利益相反であるのではというご指摘であるが、まちづくり会社としても、区分所有者集会の議決を経ており、顧問弁護士に確認を取った中で、法的にも問題がないとの見解を得ていると聞いている。

市としては、ビル管理会計について、区分所有者に納得いただける説明をするよう、また、他の株主と協議し、管理費の合理性を高めるため、管理の仕様の明確化や業者選定の透明性、競争原理の導入を、会社に対し求めてきたところであり、このたび、まちづくり会社として「外部委託先選定に関する検討並びに評価委員会」を設置することを取締役会で決定し進めようとしてい今後、ビル管理会計予算の具体的提案についても、区分所有者の皆さんに早期に提示していく予定であると聞いている。

まちづくり会社とのサブリース協定における委任については、契約において、区分所有者集会の出席及び議決権行使について、議案等その内容ごとに、市の判断により委任が可能としているもので、まちづくり会社が独自の判断により議決権行使等をおこなっているものではない。サブリース契約については、まちづくり会社との協定期間が、平成22～26年度の5年間あり、現在のところ、期間途中の解消は考えていない。

いずれにしても、今回の取り組みを機に、区分所有者とまちづくり会社の信頼関係の構築が図れるよう、再開発事業施行者、再開発ビル床の区分所有者、まちづくり会社の株主である市として、引き続き努力していきたい。

(あわはら委員)

サブリース契約を解除するつもりはないと言われたが、神戸市と新長田まちづくり会社の力関係について、本当に神戸市の影響力が発揮されているのか疑問に感じている。

「外部委託先選定に関する検討並びに評価委員会の概要」という資料を新長田まちづくり会社が出している。「審査対象等」という部分があり、外部委託先をどこに決めるかということを含めて議論して、ここがいいだろうという最終決定をし、それに対してどういった対応をするのかがここに書かれている。5項目あるが、4と5を読ませていただく。4に「会社は答申内容を尊重して外部委託先を最終決定する。」とあり、普通はこれで終わりである。第三者委員会まで立ち上げてそこに評価をしていただき、どうぞと言われれば最終決定するというのが会社としての立場である。ところが5という項目があり、「会社が答申内容と異なる判断をする場合、委員会にその理由を提示し承認を得る。」確かにこれは「承認を得る」となっているが、「会社が答申内容と異なる判断をする場合」とある。普通は答申内容を尊重して外部委託先を最終決定するだけで文章が終わっているが、この5の項目が入っているところが理解できない。一体なぜ5の項目をいれなければいけないのか。会社が出している文章であるが、どうか。

(総務部長)

委員の手にある委員会の審査対象等について、最終決定をしてそれで終わればよいとの話であるが、11月にまちづくり会社の取締役会があり、議論をしていただいた。局長も出席し、意見を言わせていただいた結果こういった形になっている。基本的には外部の有識者による評価委員会で業者を選定するというにしても良いが、最終的にはあくまでも会社が発注元になるため、契約当事者は会社にならざるを得ない、というのが取締役会での結論である。ただ、会社が好きなように委員会の答申を無視して、別の会社がいいと業者決定をされると委員会の意思としてはまずいということで、5番目に「答申内容と異なる判断をする場合はその理由を提示し承認を得る。」という項目を追加で入れている。

(あわはら委員)

当初の取締役会で提案された内容は4で終わっていたのか。5はあとで付け足されたのか。

(総務部長)

具体的にはそこまで明確になっていない。取締役会で議論する中で、たたき台として、そもそもの委員会の位置づけをどうしていくのかということからスタートしている。会社とは別の委員会が業者を選定するのか、最終的には契約当事者である会社が決めるのか、ということからこういう形になっている。結果として、あとから追加をしている。

(あわはら委員)

たぶんあとから追加したと思う。「答申内容を尊重して」であり「そのとおり」だと書いてあるわけではない。「答申内容を尊重して外部委託先を最終決定する」というのが4の項目である。それをあえて5で、「会社が答申内容と異なる判断をする場合」というのは普通ついてくるはずがない。会社が最終的に判断をするのは答申内容を尊重してであり、絶対そうしろとは書いていない。5の項目が入っているということを見ても、神戸市の意向が入りきれていないのでないかという疑いを持っている。それで先ほどあえて質問をさせていただいたが、こういう項目を後から入れさせられるというのは、会社に対して神戸市の姿勢が非常に弱いのではないかと思う。

サブリース契約が22年から27年まで残っているのはわかるが、契約書を見ると第9条に「協定解除の規程」がある。今、店舗集会所も開けない異常な事態が続いている。第9条1項に「協定が定める事項を履行しないとき、履行できないと神戸市が認めたときには、この解除ができる」という項目が協定書の中に盛り込まれている。こういうことも頭の中に置いてこの会社に対応する必要があるのではないか。

5年の契約を切るのは難しいと言われる。9条の第1項や協定内容には、「甲以外の区分所有者及びビル管理者との協議調整」とあるが、今こういう状態で、協議調整ができていない。そうであるならこのリース契約を解除するという手段も行使して会社に対して発言力を担保していくべきではないかと思うがどうか。

(総務部長)

新長田街づくり会社については、これまでも申し上げているが新長田南地区20haの再開発エリアの中に整備されるビルを一つのまちとしてとらえて再開発ビル群の効率的な管理、テナント誘致、地域活性化事業を推進するなど復興に向けた地域のトータルマネジメントを担う目的で、地元からの提案も受け、民間企業主体で地域に根ざした会社という形で平成10年度に設立をした。

ただ、昨年12月の副市長の答弁にもあったが、ビルの管理費の問題について地元の中で言われている。これについても委員会をきっかけにして、透明性を納得していただけるような説明を会社に求め、実行していく中で地域との信頼関係をお願いしたい。

(あわはら委員)

その理屈ではもう成り立たない。今の第三者管理方式やまちづくり会社そのものに対してみんな憤りを感じている。そこをなんとかするという方針を出さなければ、6月から開かれる店舗集会所も結果的には開けないというところが増えると思う。そう事態になったらどうするのか。

(総務部長)

今憶測で申しあげるわけにはいかないが、そうならないように、この委員会をきっちり立ち上げて区分所有者の皆様説明をしていくことに専念したいと思っている。

(あわはら委員)

後でまた質問させていただくが、こういう内容では店舗集会を開けない状態がずっと続くと思う。根本的な問題の解決をしないといけない。単にお金の問題ではなく、信頼関係を含めての問題である。そのことを頭に置いて対応していただかないと、委員会を作ったからといって解決には至らないと思う。

#### 再質疑

このままいけば、今年6月の店舗集会で開催できない部会がさらに広がる状況だ。国土交通省に確かめたところ、違法かどうかは裁判所が判断することだが正常ではない状況と認められるといている。指導が入ることも考えられる。この状況をいつまで放置するのか。期限を明示するべきだ。

#### 消防局

##### 1. 社会変化に対応した消防団のあり方について

消防団は防火防災活動だけでなく、最近では高齢者の見守りや、地域イベントの補助など地域コミュニティ維持の活動の中心を担う存在になってきている。その一方で、就業構造の大きな変化の中、団員の多くも農業者や自営業者から被雇用者へ変化してきており、団員の確保にも苦勞する実態になっている。一方、大震災以降、自分たちの地域は自分たちで守ろうとの意識が芽生え、たとえば津波などに対する地域防災計画づくりも進み始めている。それら、活動の中心的な役割が消防団に期待されている。

しかし、今の消防団活動では時間的な制約や日常的な訓練、国籍条項などもあり、被雇用者、女性、学生、高齢者、外国人などが入りにくい現実がある。地域に密着した消防団活動をしようとするれば、今のような消防団活動では時間、性差、年齢、国籍では難しけれども、持っている能力を消防団活動で生かしたいという人はかなりいるのでないか。

機能別消防団員や機能別消防団制度が始まっているが、神戸市消防局としても積極的に進めるべきと質疑してきた。答弁はいつも、団長会議などで話しているが前に進まないと言うことだ。団長会議でということだけでなく、消防局として機能別消防団づくりを進めてほしいと思うがどうか。

#### 答弁

団長、支団長会議で検討頂いているが団員である以上、入団時から活動内容を指定するのは好ましくないというのが団長の意見である。消防局としては現時点で団長、支部長の意見を尊重したいと考えている。

#### 再質疑

消防局としての意見はどうか。総務省も機能別消防団を推奨している。現在、消防団は地域コミュニティを支える活動に期待されている。専門的な能力が要求される。団長たちは高齢者が多く、昔からのやり方を守るとの発想が強い。消防局としての考えはどうか。

#### 答弁

それぞれの役割分担に基づいて活動できればいいのかもしれない。これまで住所地用件の緩和、勤務地用件の緩和、学生も消防団として認めている。これは機能別に該当するのではないか。その辺のバランスを考え検討したい。

#### 再質疑

また、消防団員の拡大方針として公務員加入の取り組みも推奨されているがどんな取り組みがなされているのか。特に、消防署職員退職者などの消防団加入などはどうなっているのか。

#### 答弁

退職者説明会の際に、入団の働きかけを実施している。

#### 再質疑

成果は出ているのか。農村部では多く入団しているのかも知れないが、私の団地や市街地中心部では元職員が入団しているのがあまり見かけたことはない。

#### 答弁

確かに、入団者は多くない。例えば平成 22 年 4 月にきた消防団で 3 人、西消防団 1 名平成 23 年 4 月に北消防団で 1 名。平成 24 年 5 月には中央消防団に 1 名、計 5 名が入団している。

#### 意見

団員拡大には元職員の入団に努力するべきだ。やりにくい面もあうが、退職してからは地域に貢献することが大切だ。もっているノウハウを率先垂範して生かしてほしい。中核となる元職員が入団することになれば、機能別団員も生かすことができ、消防団の増員にもつながるのでないか。

## 2, 市民救命士の養成について

市民救命士の養成は、これからも継続して市民に広めていかなければいけない重要な施策だ。しかし、現在の市民救命士の施策には、大きな問題点がある。認定された市民救命士の多くが講習を一度受講しただけで、せっかく講習で学んだ知識や技術が定着していないことだ。約 3 時間の市民救命士講習を受講すると、名刺サイズの修了証が発行され、市民救命士に認定される。修了証に有効期限はなく、再講習の義務も与えられていない。

市民は一回の救命講習だけで市民救命士になることができるため、再講習を受ける意欲を引き出すことができず、時間がたつと学んだことを忘れてしまうことになる。

そこで3つの改善提案します。

その第一の提案は、修了書に有効期限をつける。最後の救命講習から長い期間があいていたり、学習内容を忘れていたりすることを自覚しやすくなり、有効期限があることで危機感が高まり、再講習する意欲につながる。

第二の提案は、市民救命士の中でも、レベルを設定し、再講習の回数に応じてレベルを

上げること。このような制度を作ることで、再講習をすること、救命措置を学ぶことにより達成感を味わうことができ、再講習への意欲を引き出すことができるのではないかと。

第三の提案は、講習完了後に配布する修了証を、カードではなく手帳のような形式に作成し、上記の有効期限、市民救命士のレベルなどを、記入する欄を設け、またそれに加えてAEDの使用法や心肺蘇生法など簡単な応急手当の方法を記載して発行できないか。

3つのインターンによる提案への見解を。

#### 答弁

市民救命講習は2、3年ごとの再講習を勧めている。受講しなければ失効とはならない。再講習をうけたときには「再講習受講済」と書かれたシールを渡している。救命活動ができるかどうか自信がないとの受講者の声は我々もよく聞く。いざというときは119番に通報して頂ければ、口頭指導はしている。最後に、2つ折りカードについては研究してみたい。

#### 再質疑

実例として、議員インターン生のひとりである、垂水区在住で中学校で市民救命講習を受け、市民救命士に認定されたが、講習で学んだ心配蘇生法や応急手当の方法をほとんど覚えていない。このように、せっかく救命講習を受講して知識や技術を得ても、それを使いこなすことができれば意味がない。救命措置を実際に行えるようにするためには、定期的な学習による知識の定着が不可欠だ。有効期限に自覚とキャリアを高めることによる意欲が必要だ。見解を

また、修了証に救命措置の方法を記載し、持ち歩けるようにすることで、万が一救命措置を行わなければいけない状況に陥ったとしても、電話による口頭指導よりは、焦ることなく実行することができるのでないか。

#### 答弁

年間3万人の受講者があり、2年たった際の通知はしていない。最初の受講者には、再講習を案内している。また、講習時のテキストを配布しているが非常に具体的でわかりやすい。また、ホームページでも手順を公開している。2つカードのについては検討したい。

#### 要望

是非とも検討して頂きたい。

#### 総括質疑

##### 1、アジュール舞子事業（海岸環境整備事業会計の廃止）について

バブル時代の事業の付けが、住宅供給公社やマリンホテルなどの外郭団体の廃止で、大きな市民負担が生じているが、フルーツフラワー事業でも、今後の見直しで、株式会社神戸ワインが平成25年度の指定管理終了後、資本金13億4百万円と短期貸付30億円が神戸市の損失になる。過去の事業負担である、平成14年神戸ワイン部分の買い取り分の79.3億円を含めると122億円の事業損失を発生させたことになる。分科会では事業の検

証、責任の所在、市民説明を求めたところだ。

ところが、一般会計でもバブル時代の失敗事業があり、検証もされず今回予算案で特別会計が廃止されようとしている。それは、アジュール舞子事業だ。舞子の浜の埋め立て事業で当初計画は、元利償還総額が 194 億円で、造成した土地の利便施設の売却でそれを返済し、「市民には一切負担をかけない」とした事業だった。

現在のところ土地売却はわずか 16 億円だ。賃料を含めても 28 億円。多額の一般財源を投入して利子も含めた市債 199 億円を償還し、結果的に大きな市民負担を発生させている。

ここで質疑するが、一般会計による公園施設の買い取りも含めてこの事業での一般財源総負担額はいくらになるのか。

再質疑

市民に負担をかけない事業だったはずだが、公園部分も含め 150 億円もの一般会計からの負担を発生してしまったことについて市長はどう考えるか。

再質疑

今年度末で海岸環境整備事業会計は廃止の予定だが、この事業の財政計画が大きく崩れた理由や責任の所在などについて市民への説明責任をはたすべきでないのか。

再質疑

外郭団体では検証検討委員会を立ち上げ、私は十分とは思わないが、報告書が出ている。報告書に基づいて議会での質疑も保障された。このまま、特別会計終了では議会としても検証の仕様がな。議会に対して今後も検証できるものを提起する必要があるのではないか。

再質疑

売却から定期借地に変更された利便施設も定期借地が終わる平成 37 年までに売却などの可能性もあり、この事業全体がどうなるかを見通し、議会としても継続してチェックできるよう特別会計が廃止されたとしても、事業の見える化を果たすべきと思うがどうか。